

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 5 号

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則（昭和４７年川崎市規則第６２号）の一部を次のように改正する。

第２２号様式から第２３号の３様式までを次のように改める。

第 2 2 号様式

児童相談所→福祉事務所等

指導(委託)措置決定通知書		
様		第 年 月 日 号
		川崎市 児童相談所長 印
児童福祉法第 条第1項第2号の規定により、次のとおり決定しましたので指導を依頼します。		
児 童 氏 名	年 月 日生	
住 所		
指導措置を受ける者	氏 名	年 月 日生
	住 所	
措 置 内 容		
参考事項		
添付資料		

第 2 3 号様式

児童相談所→福祉事務所等

指導(委託)措置(解除・停止・変更)決定通知書	
第 年 月 日 号	
様 川崎市 児童相談所長 印	
年 月 日付け 第 号により通知しました指導(委託)措置を、次のとおり解除(停止・変更)しましたので通知します。	
児童氏名	指導機関名
解除 (停止・変更) 年 月 日	年 月 日 解除・変更 年 月 日から 年 月 日まで停止
理由	
変更内容	
参考事項	

第 2 3 号 の 2 様 式

児童相談所→本人等

指 導 措 置 決 定 通 知 書		第 年 月 日 号
様		川崎市 児童相談所長 印
児童福祉法第 条第1項第2号の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。		
児 童 氏 名	年 月 日生	
住 所		
指導措置を 受ける者	氏 名	年 月 日生
	住 所	
措 置 内 容		
措 置 理 由		
指 導 機 関		
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。		

第 2 3 号 の 3 様 式

児童相談所→本人等

指導措置(解除・停止・変更)決定通知書	
年 月 日	
様	
川崎市 児童相談所長 印	
年 月 日付け 第 号により通知しました指導措置を、 次のとおり解除(停止・変更)しましたので通知します。	
児童氏名	指導機関名
解 除 (停 止 ・ 変 更) 年 月 日	年 月 日 解除・変更 年 月 日から 年 月 日まで停止
理由	
変更内容	
参考事項 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。	

第 2 6 号様式を次のように改める。

第 2 6 号様式

児童相談所→本人等

様		第 年 月 日 号
措置決定通知書		
川崎市 児童相談所長 印		
児童福祉法第 条第 項第 号の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。		
児 童 氏 名		生年月日 年 月 日
保護者氏名		
保護者住所		
施 設 又 は 里 親	名 称	
	所在地	
措置の内容		
措 置 の 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	
保 護 者 負 担 額	階層で月額 円 年 月分に限り 円	
理 由		

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

2 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。

また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。

第 29 号様式（1）及び第 29 号様式（2）を次のように改める。

第 2 9 号様式（ 1 ）

様 第 号 年 月 日 一時保護（委託）通知書 川崎市 児童相談所長 印 次の児童を児童福祉法第33条に基づき、一時保護を行うことになりましたので通知(委託)します。	
児 童 氏 名	
住 所	
一 時 保 護 （委託）の期間	
一 時 保 護 （委託）の場所	
一 時 保 護 の 理 由	
参考事項	

第 2 9 号様式（ 2 ）

様 一 時 保 護（ 委 託 ）通 知 書 川崎市 児童相談所長 印 第 年 月 日 号	
次の児童を児童福祉法第33条に基づき、一時保護を行うことになりましたので通知(委託)します。	
児 童 氏 名	生年月日 年 月 日
住 所	
一 時 保 護 (委 託) の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一 時 保 護 (委 託) の 場 所	
一 時 保 護 の 理 由	
参考事項	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市長を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 2 児童相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児童相談所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。 (1) 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）の同意がある場合 (2) 当該児童に親権者等がない場合 (3) 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合 3 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。 4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。	

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日から施行する。